

令和2年経済建設常任委員会概要記録

(会期中)

○会議日時 令和2年12月11日(金) 午前9時30分～午前11時6分

○場 所 議場

委員の出欠状況 (出席=○ 欠席=×)					
職	出欠	氏 名	職	出欠	氏 名
委員長	○	岡本鉄男	副委員長	○	中村節子
委員	○	石川信夫	委員	○	相澤康男
〃	○	奥田勉	〃	○	秋山幸男
			出席 6人	欠席 0人	

説明のために出席した者			
職	氏 名	職	氏 名
産業振興部長	栃本邦憲	建設水道部長	瀧澤卓倫
農政課長	野口範雄	農業委員会事務局長	近藤善美
商工観光課長	伊澤巳佐雄	建設課長	保沢明
都市計画課長	伊澤仁一	区画整理課長	濱野岳仁

事務局			
職	氏 名	職	氏 名
議会事務局長	谷田貝明夫	議事課長	上野和芳

○議員傍聴者 なし

○一般傍聴者 なし

1. 開 会

2. あいさつ 岡本鉄男委員長

3. 概要録署名委員 石川信夫委員

4. 事 件

(1) 付託事件審査について

《質疑・意見》

債務負担行為

- 中村副委員長： 債務負担行為補正の令和3年度緑地管理業務について、以前から行っている公園の一括の整備とどのように違うのか。当初予算書を見ると、公園費に緑地一括管理として2億982万2,000円の計上があるが、これと違いがあるのか伺う。
- 都市計画課長： 一括管理については、市内公園の樹木を28年度から5年間一括で運用してきた。数量の見直し等があり、業務量が大幅に増加している部分がある。また、長期間にわたる随意契約となっており、手法についても指摘があり、5年目という区切りになるので、これまでの内容を精査したうえで、改めてプロポーザルを実施し業務を発注したいと考えている。今年度の予算に計上されているものと内容は同じだが、制度を見直し、業務の範囲内で調整しながら管理できる公園と、それ以外の公園とで分けて運用するため、業務自体は同じだが、金額は縮小されている。
- 中村副委員長： 一括範囲外の公園について伺う。
- 都市計画課長： 一括管理の業務範囲は、害虫駆除、剪定、草刈り、除草剤散布、落ち葉の処理など一般的なものとなっている。その他の業務として、高木の剪定、間引き、老木伐採といった業務は、別途作業という位置づけであり、大松山運動公園や蔓巻公園、国分寺運動公園、別処山公園においてこれらが多く発生する状況である。また、これらの作業に加えて、桜の養生、施肥等が発生するのが、天平の丘公園ということになっている。天平の丘公園や薬師寺ふるさと歴史の広場については、イベント等の開催時、一括管理の業務外ということでシルバー人材センターや造園建設業組合に別途業務を発注している状況がある。大松山運動公園陸上競技場の芝の管理は、年間25回程度行うが、業務の内容が異なるということで諸経費率が異なるが、一括管理の中に含まれており、そういったものを精査した結果12公園が除かれる。令和2年度で市内124公園あるが、12公園を除いた112公園を今回の債務負担の中で対応したい。
- 中村副委員長： 2億円から8,100万円くらいになるのは、12公園が除かれたことによる減額とのことだが、この12の公園については、今後どのように管理していくのか。
- 都市計画課長： 112公園は都市計画課で一括管理したいと思うが、他の公園については、スポーツ振興課、商工観光課、文化財課などの各所管課でまとめた形で発注していく。指名競争入札となると思うが、そのような方向で進めていきたい。
- 中村副委員長： 関係する課ごとに発注をかける。それは指名競争入札になるだろうということでしょうか。

- 都市計画課長： そのとおりである。
- 中村副委員長： 三王山ふれあい公園については、12公園に含まれるのか。
- 都市計画課長： 三王山ふれあい公園については、以前は一括管理に含まれていたが、指定管理になった時に一括管理から除いて、指定管理の中で管理をしている。
- 中村副委員長： 道の駅しもつけ指定管理業務のみが特定財源があるが、財源はどこから来ているのか。
- 商工観光課長： 特定財源のその他で全額記載されているが、道の駅の施設の使用料を満額充てるものである。

[歳入]

22款1項1目 総務債

- 中村副委員長： 合併特例事業債の生活道路修繕事業が560万円の減額となっているが、生活道路とは具体的にどこになるか。
- 建設課長： 自治会等から要望された道路の修繕費であるが、それらをまとめたものが生活道路である。舗装工事等が終了したところがあり、事業費が確定したため減額するものである。場所については、小金井地内の市道9001号線で、舗装工事が安価に終了したため財源を減額補正するものである。

[歳出]

6款1項3目 農業振興費

- 石川委員： 環境保全型農業推進事業については、県の補助事業になり、環境に優しい農業ということで取り組まれているかと思うが、補助金は農家に対して交付されるものか。内訳を伺う。
- 農政課長： 農薬の使用を原則5割以上減らすことで、環境負荷の軽減に配慮した農業の推進を図るということで実施している。今回2つの事業が補正予算の対象となっており、1つは堆肥を利用したもので面積が230アールから430アールに増加、有機農業ということで1,670アールが2,185アールに増加したことに伴う増額である。なお、有機農業に関しての補助額については、当初10アールあたり8,000円だったものが1万2,000円に変更となった。負担割合は、国が2分の1、県と市が4分の1となっている。
- 石川委員： これは市全体での面積になるのか。
- 農政課長： 市の中で、この事業に取り組むということで申請している方の総面積である。

- 石川委員： 産地づくりモデル地域育成事業についても県から補助が出ている

と思うが、水田における露地野菜の拡大を目指すもあり、その肥料や農薬に対する購入支援とあった。これも各農家への補助金になるかと思うが、内訳を伺う。

- 農政課長：水田における露地野菜の拡大事業であるが、作付面積で当初100アール予定していたものを200アールに変更となった。補助率は、県で2分の1、市で2分の1となっている。
- 石川委員：これも取り組んでいる農家の総面積が100アール増えたということですね。最終的に各農家に補助金が行くことになるのか。
- 農政課長：そのような形で各農家に支払われるものである。

6款1項5目 農地費

- 奥田委員：農業水利施設保全対策事業の負担金については、台風被害を受けたところの修繕費用なのか。
- 農政課長：蟹川堰に係る部分になるが、台風が原因ということではなく、以前に調査した際に緊急に対応しなければならないとされたもので、整備されてから年数も経過しており実施する事業である。
- 奥田委員：台風被害ではなく以前から計画されたものということで了解した。

8款2項2目 道路橋梁新設改良費

- 中村副委員長：市道1-3号線整備事業について、大きく減額になっている。総括質疑で村尾議員が質問し、国からの補助金が少なかったので次年度にまわすとのことだったが、来年度、整備に十分な補助金を得られる見込みがあるのか。
- 建設課長：来年度の国費に関するものなので、今ここで見込みが大丈夫とか、大丈夫ではないという話ではないが、要望はしている。国・県に補助金の要望活動しているところである。できるだけ補助金を満額つけていただければお願いしている。
- 石川委員：スマートIC整備事業の補正内容について伺う。
- 建設課長：当初、整備地の南と北側に調整池2カ所の整備を予定していたが、詳細設計を進める中で調整池が小さいことが判明し、排水流量は変わらないが排水量を確保しないといけないことになり、調整池の位置を変更した。当初は北側に500平方メートルの調整池を予定していたが、隣接地に3,000平方メートルの調整池を設ける。調整池の変更に伴う、詳細設計等の負担金2,000万円である。
- 中村副委員長：2つの調整池の容積・面積について、変更前と変更後でどのくらいの差があるのか。

- 建設課長：調整池の設計をしたところ排水流量は変わらないが、排水口の高さにより溜められる量が変わり、面積を広くしなければ容積を確保できないことであり、面積が増える。当初計画の面積は、北側の調整池が460平方メートルであり、変更後は2,800平方メートルになる。計画的には1,500平方メートルでも間に合うが、スマートIC周辺の道路の排水も加味し2,800平方メートルとする。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第59号 令和2年度小山栃木都市計画事業仁良川地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

≪質疑・意見≫

[歳入]

4款1項1目 不動産売払収入

- 中村副委員長：土地売払収入について、10月末現在の10区画分の収入との説明があったが、あと何区画残っているのか。
- 区画整理課長：今年度は24区画の売り出しをしている。補正予算計上の際には10区画販売しており14区画残っているが、本日現在で13件に伸びており、残りが11件となっている。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第66号 下野市市民農園における指定管理者の指定について

≪質疑・意見≫

なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第67号 下野市農村レストランにおける指定管理者の指定について

≪質疑・意見≫

- 秋山委員：指定管理者を公募しない理由を伺う。
- 農政課長：農村レストランの指定管理はレストハウスしもつけ管理組合が継続して行っている。農村レストランオープン当初から管理運営を行っており、運営に関するノウハウを有するだけでなく地産地消の推進にも主導的に取り

組んでいる団体である。これまでの経験を生かして、安心安全な料理の提供を行い、下野市の食を広くPRするため、この組合に引き続き管理をお願いしたい。

○秋山委員：当初公募しても、特異性がある営業となり、ノウハウもなく利益が見込めない施設であるので、参加したいという企業は数少なかったと思う。その中で1社のみ参加したいということで、指定管理者として指定したと思うが、レストハウスのみならず、ゆうがおパーク等も、売り上げに対する割合の設定が低いのではないかという話を議会でした経緯がある。利益が見込めない中で、設定を低くし状況を見て下野市の水準に合わせていくと答弁いただいたが、再指定を受けたときにその内容についてどのように考えているのか。本日は決算書と協定書を用意していただき感謝する。経営的に厳しく、指定管理料がメインであり、それがないと運営できないというのは周知のとおりであると思う。今年は天平の花まつりもなく、令和2年度はかなりの減収になると思う。メインの売り上げが減少するので、全体に響いてくると思う。一企業であるので、最悪の場合は、経営持続化交付金などの申請を行えば受けることができると思う。管理費の中の顧問料については、どのような方への支払いなのか。税理士や経理士に支払うものか。

●農政課長：まず事業について、今年度、新型コロナウイルスの影響で客数が相当減っていると聞いている。その中で持続化給付金申請対象になれば申請していただくようになるが、手続きまでは把握していない。顧問料は税理士等への各種申告書作成のための経費となっている。

○秋山委員：令和2年度は新型コロナウイルスの影響で、レストハウスに限らず市内の商工業者も売り上げが落ちていると思う。指定管理を受けた年、次年度と時代の流れによって改善をして伸びているという点、伸びる兆しがあるような動きはどうか。例えとして適當ではないと思うが、ゆうがおパークは市で中小企業診断士を入れて経営診断を行い、改善を求めているが、本来は企業自らが自助努力をしなければいけない。すぐに結果は現れないかもしれないが、天平の花まつりや芋煮会などのメインイベント以外の時の努力が見えてこない、既得権ではないが、いつまでも指定管理料に頼る経営になってしまうので、そういった点を指導していくべきかと考えるが、考えはどうか。

●農政課長：今年度はコロナ禍の影響があると思う。レストハウスしもつけについて、イベント等を行っているというのは聞いていない。公園に来ている方々に対する食事の提供ということでこれまでやってきており、今後、客の減少に対しては、施設として待っているだけでなく、なんらかの形で人を呼び込む事業を組み込むことを検討していく必要はあると思う。レストハウスしもつけについては、平成18年度から指定管理をお願いしているが、指定管理料は無料で対応していただいております、収益の中で経営している状況である。

○秋山委員： 風土記の丘は来場者が多くなっている。こういう方にレストハウスに立ち寄ってもらう方策、仕掛けを考えていけば効果があると思う。乱暴な言い方であるが、風土記の丘の西側駐車場ではなく、レストハウスのところに停めてもらうような形にするとか、何か工夫するよう考えてもらいたい。来た人にジュース一杯、コーヒー一杯、飲んでもらえるように。季節の大きなイベント以外になかなか来てもらえないことを考えると、風土記の丘は来場者が増えているのだから、そのまま帰すのではなく立ち寄ってもらうような方法を、発想を変えて考えてもらいたい。それほどお金のかからないことで立ち寄ってもらうような方策を市でも考えてほしい。

●産業振興部長： 委員から提言があったとおりである。市では昨年度、天平の丘公園の再整備に向けて、商工観光課が主体となり動き出したが、その前段となる基本構想を作る中で、レストハウス周辺のあり方についても検討したほうが良いのではないかとの話があった。また、観光協会が主体となった観光推進委員会の中でも、現在機能していない淡墨亭やレストハウスしもつけ、かたかご亭といった核となる施設が寂しい状況であり、何か検討・工夫する必要があるという中で、現在、テニクニックテーブルスで飲食のサービスも始めたところであるので、難しいことであると思うが、今ある施設の効果的な活用等について今後検討していきたい。レストハウスしもつけについては、従業者の高齢化が進んでいるということもあるので、市としても寄り添って、存続できるような形で支援していきたいと考えている。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第68号 道の駅しもつけにおける指定管理者の指定について

《質疑・意見》

なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第69号 三王山ふれあい公園施設における指定管理者の指定について

《質疑・意見》

なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

[要望すべき事項]

なし

5. その他

(1) 防災・減災、国土強靱化対策の推進を求める意見書について

《意見》

- 中村副委員長： 昨年の台風19号の被害が完全に復旧していない場所もあり、高度経済成長期に建てられた橋や道路、トンネル等について、必要とされる修理が6割ほど手つかずと聞いた。国民の命を守るためにも進めていただきたいと賛成する。
- 岡本委員長： 経済建設常任委員会として本会議に発議することを決定する。

閉 会